

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成30年10月25日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

提出者

住 所 竹田市荻町恵良原769-1

氏 名 株式会社 重松組

代表取締役 重松 達也

電話番号 0974-68-2095

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、平成27年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 重松組
事業場の所在地	竹田市荻町恵良原769-1
事業の種類	特定建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日

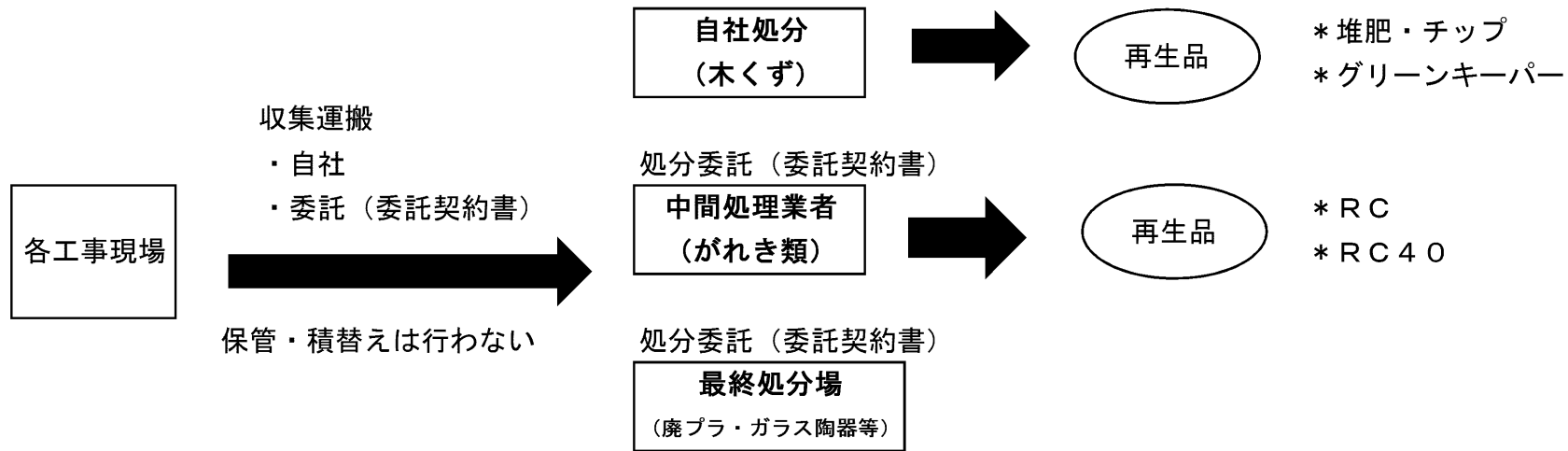
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1642.7 t	全処理委託量	1610.5 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	32.2 t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1529.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

別紙①－ 1

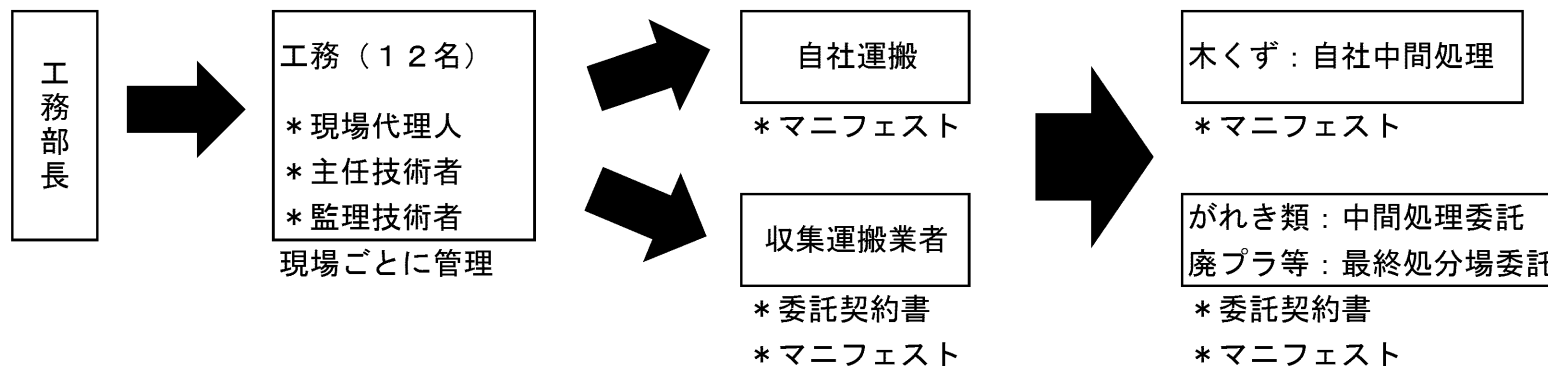
産業廃棄物の一連の処理の工程



* 排出事業所から最終処分までは、マニフェストにより管理する

別紙①－ 2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)



工務が、委託契約書・マニフェストを作成し、処分業者に排出するまでを管理する。

別紙②

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（平成29年度）実績】							
廃棄物の種類	木くず	金属くず	廃プラスチック	ガラス・陶器くず	がれき類		合計
					コンクリート	アスファルト	
排出量（t）	32.2	41.5	2.8	37.2	475.1	1053.9	1642.7
（これまでに実施した取組） 排出現場ごとに、設計数量以上の産業廃棄物が出ないように管理し、2次製品等で、再利用出来るものは産業廃棄物にせず利用する。							

②計画

【目標】							
廃棄物の種類	木くず	金属くず	廃プラスチック	ガラス・陶器くず	がれき類		合計
					コンクリート	アスファルト	
排出量（t）	260	1	6	130	1500	200	2097
（今後実施する予定の取組） ・ 2次製品の再利用 ・ 再資源化を行う中間処理業者への排出							

別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

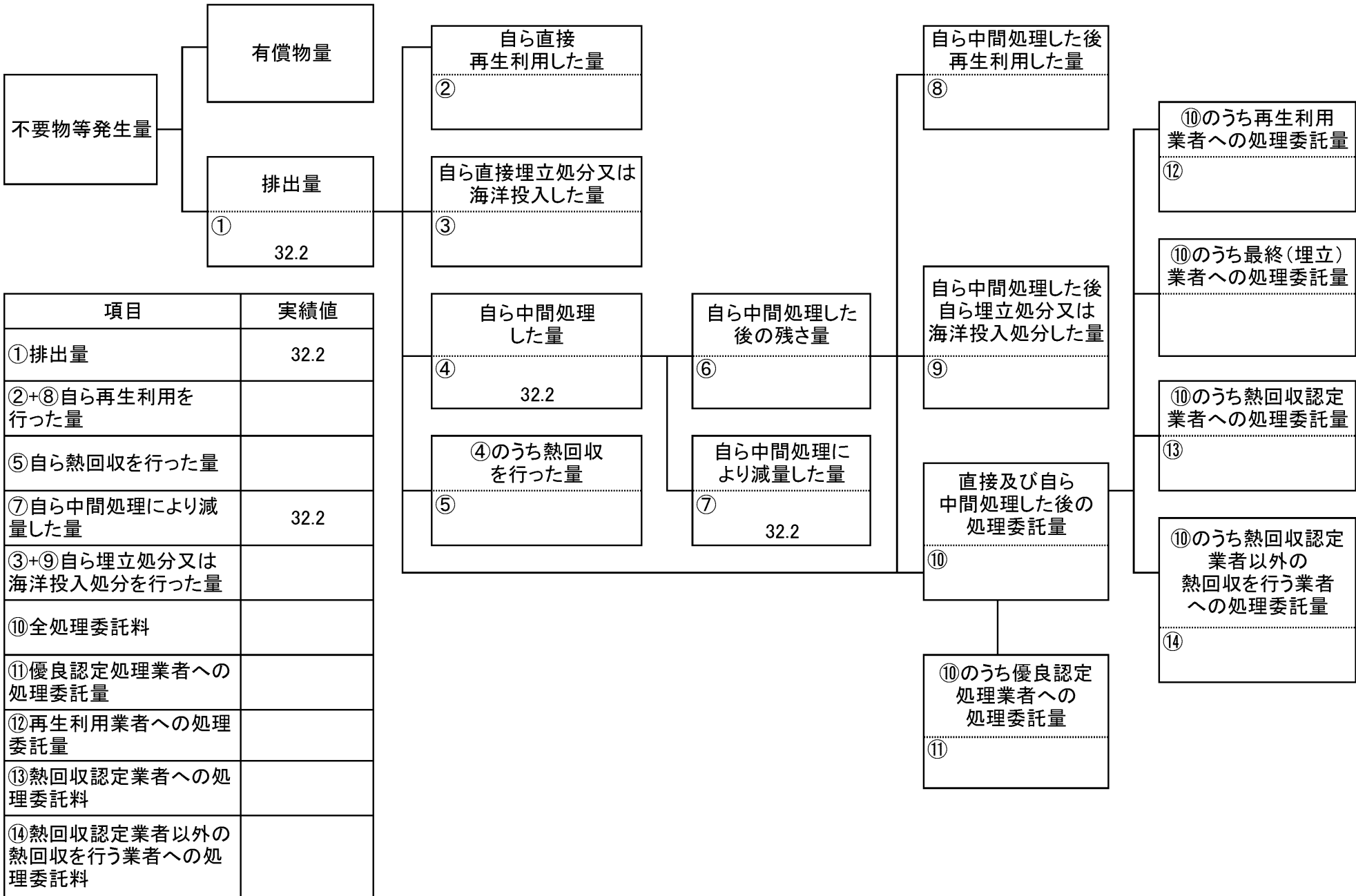
【前年度（平成29年度）実績】						
廃棄物の種類	金属くず	廃プラスチック	ガラス・陶器くず	がれき類		合計
				コンクリート	アスファルト	
全処理委託量（t）	41.5	2.8	37.2	475.1	1053.9	1610.5
優良認定処理業者への処理委託量						
再生利用業者への処理委託量						
認定熱回収業者への処理委託量						
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						
最終処分業者（埋立）への処理委託料						
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>中間処理できるものと最終処分（埋立）するのもをしっかりと分別し、がれき類や木くず等の中間処理したものは、再生品として現場で使用する。</p>						

②計画

【目標】						
廃棄物の種類	金属くず	廃プラスチック	ガラス・陶器くず	がれき類		合計
				コンクリート	アスファルト	
全処理委託量（t）	1	6	130	1500	200	1837
優良認定処理業者への処理委託量						0
再生利用業者への処理委託量				1500	200	1700
認定熱回収業者への処理委託量						0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量						0
最終処分業者（埋立）への処理委託料	1	6	130			137
<p>（今後実施する予定の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生品の利用 ・再資源化を行う中間処理業者への排出 ・最終処分場（埋立）に排出する廃棄物の減量 						

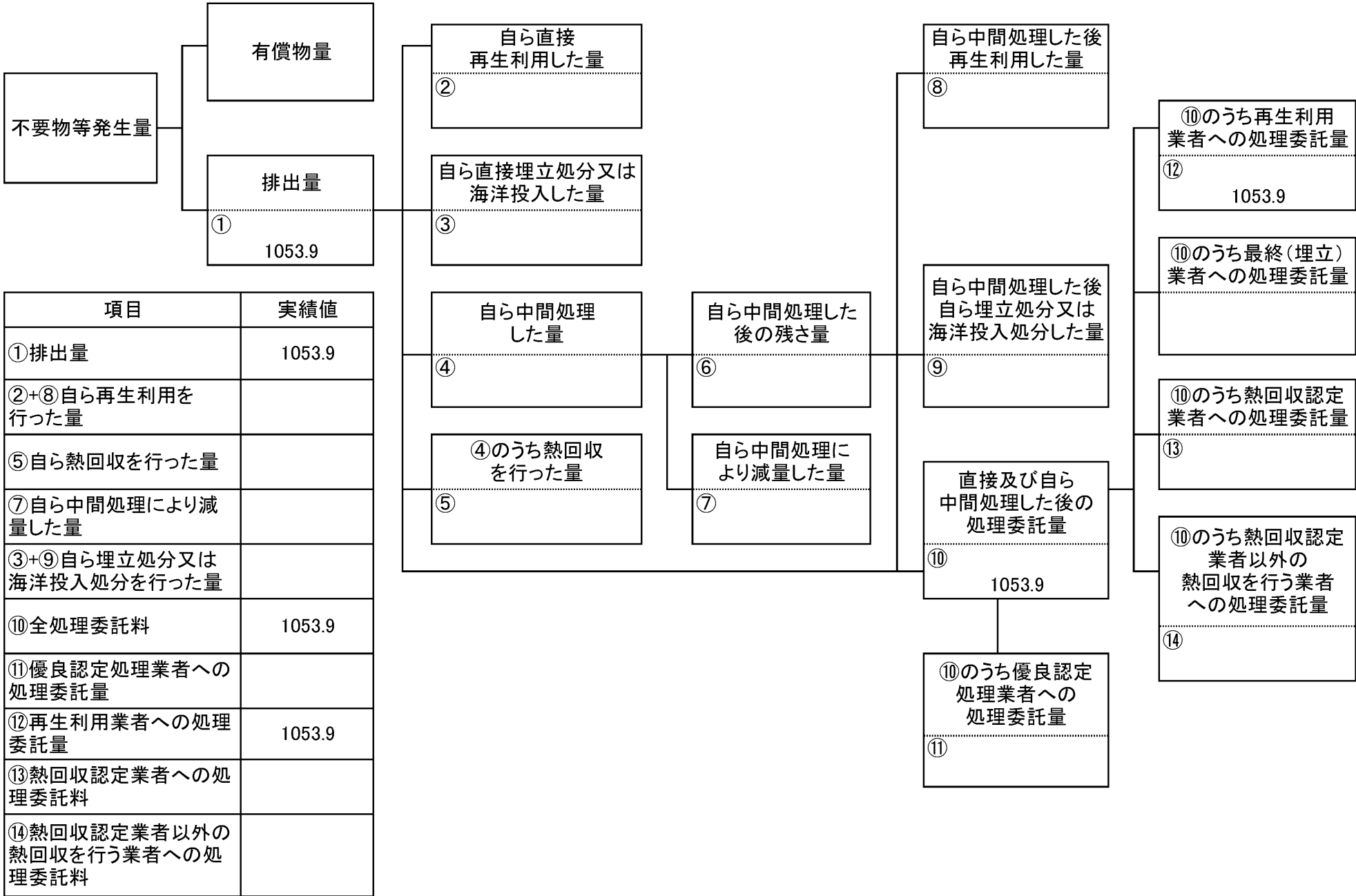
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:木くず)



計画の実施状況

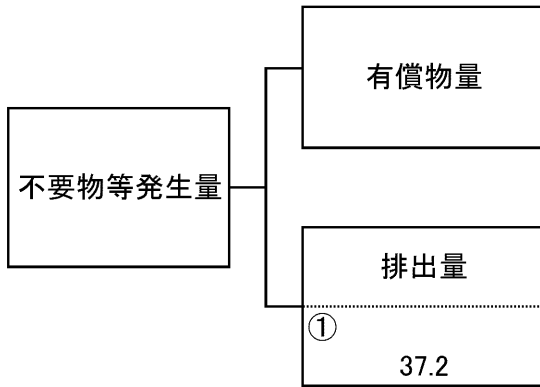
(産業廃棄物の種類:アスファルト)



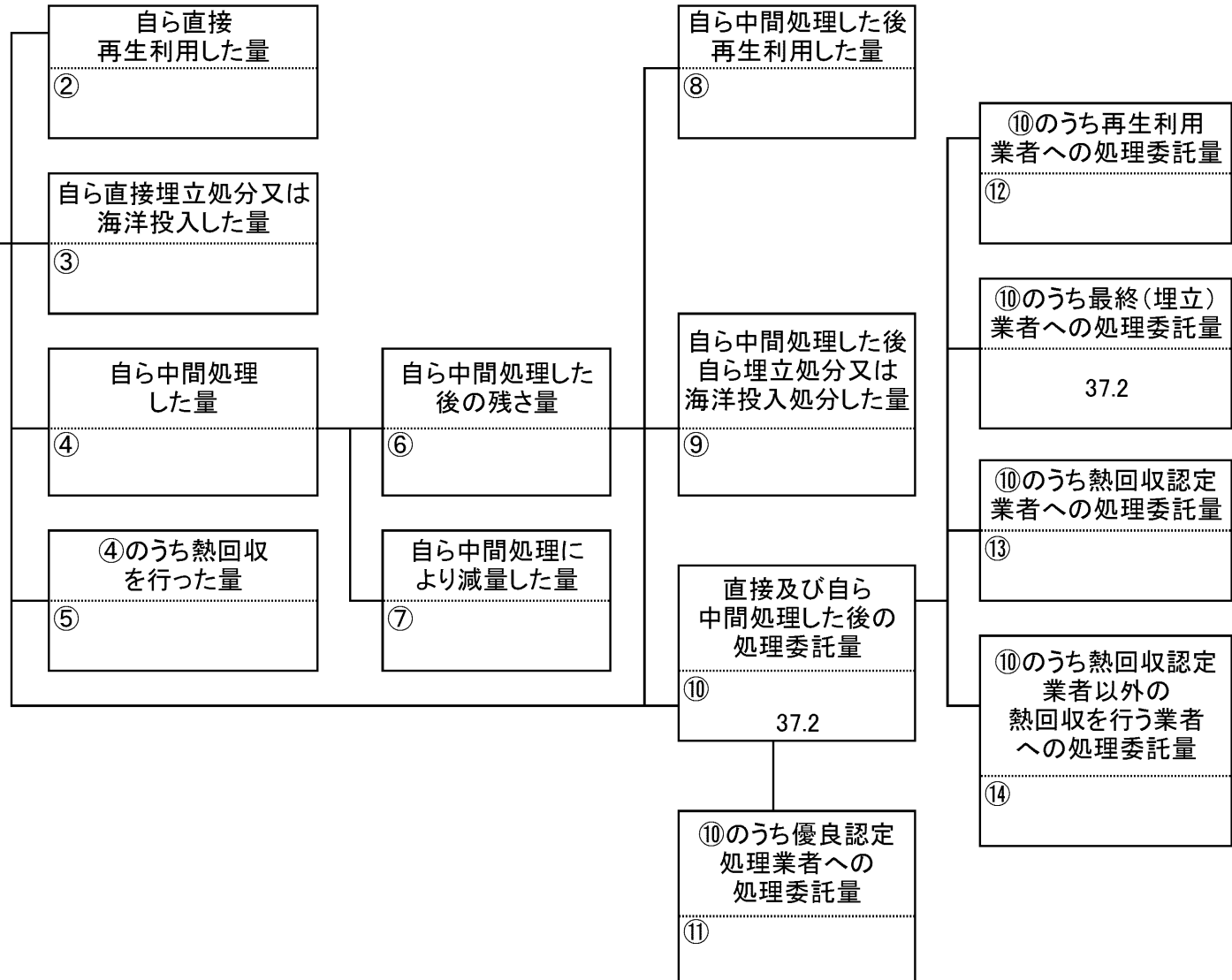
項目	実績値
①排出量	1053.9
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託料	1053.9
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	1053.9
⑬熱回収認定業者への処理委託料	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・陶器くず等)

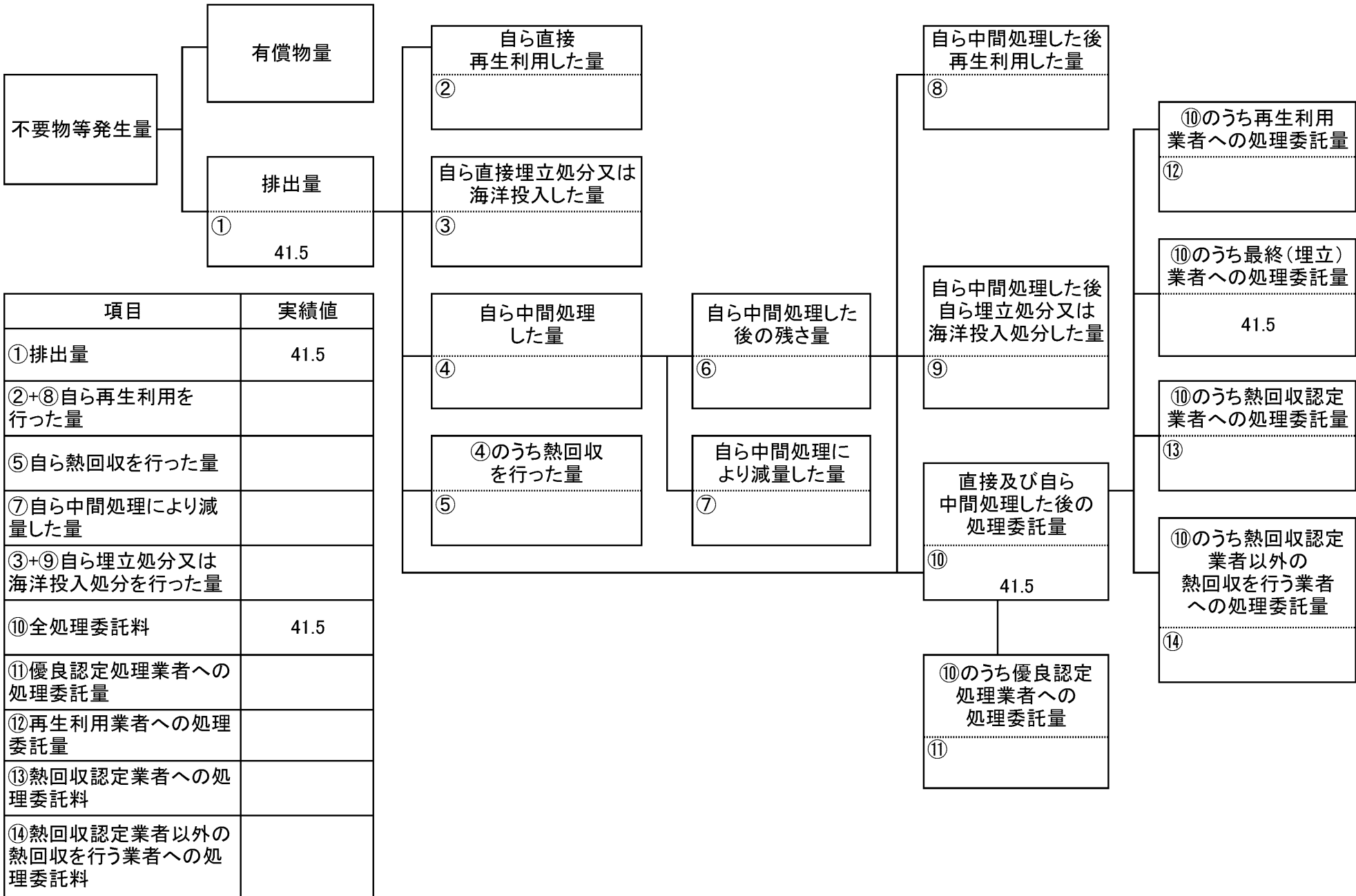


項目	実績値
①排出量	37.2
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託料	37.2
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託料	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料	



計画の実施状況

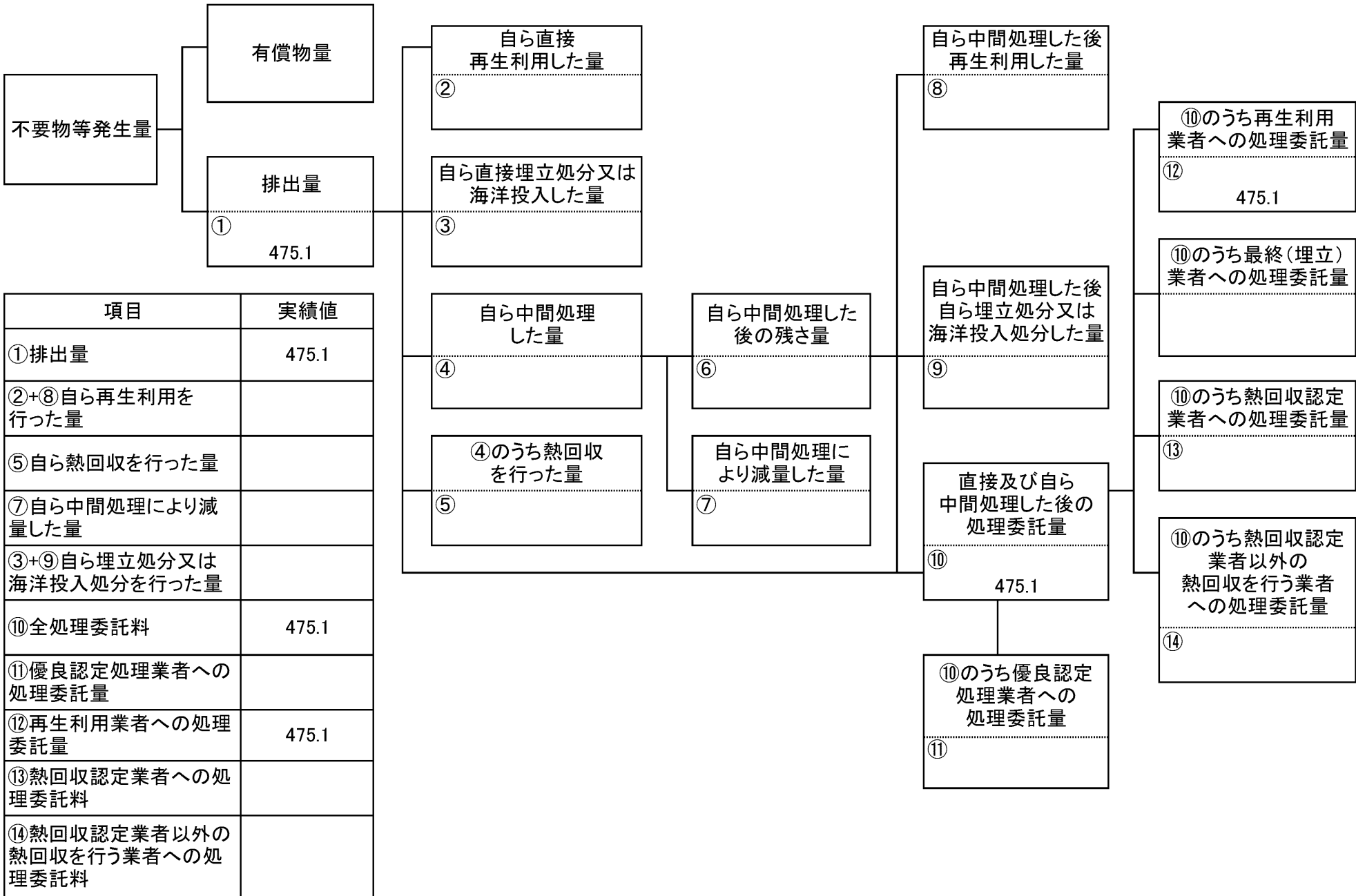
(産業廃棄物の種類:混合・金属)



項目	実績値
①排出量	41.5
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託料	41.5
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託料	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料	

計画の実施状況

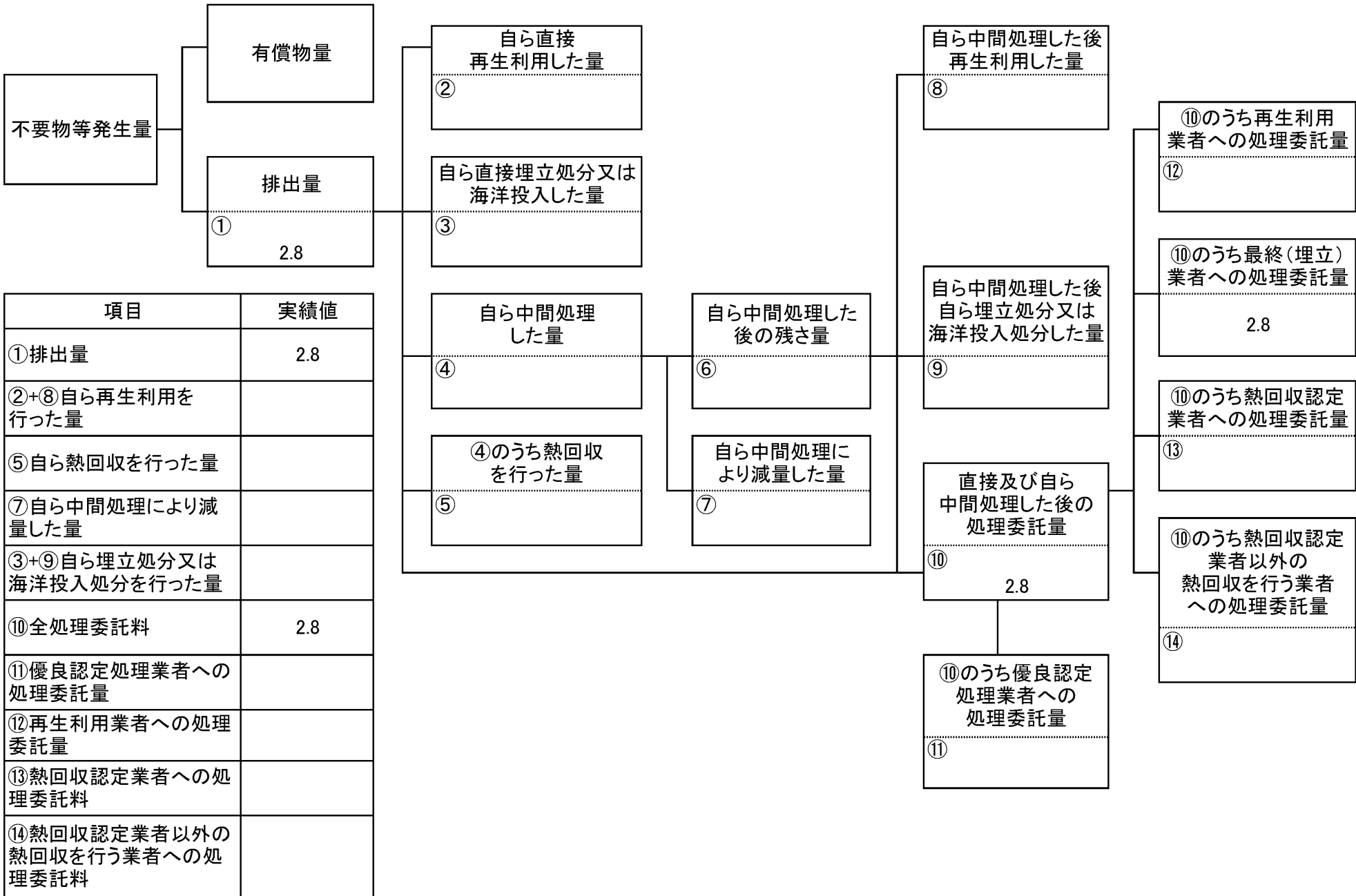
(産業廃棄物の種類:コンクリート)



項目	実績値
①排出量	475.1
②+⑧自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託料	475.1
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用者への処理委託量	475.1
⑬熱回収認定業者への処理委託料	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託料	

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。